

にしき園におけるモニタリング結果(令和7年度)

にしき園において事業契約第68条第1項の規定に基づき実施したモニタリングの結果を下記のとおり公表します。

- | | |
|-------------|---------------------------------|
| 1 モニタリングの期間 | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで |
| 2 モニタリングの方法 | 業務報告書(毎月)及び現地確認(年2回)により実施 |
| 3 モニタリングの結果 | 下記のとおり。全ての業務内容について、業務水準を満たしている。 |

[illegible]